

市第42号議案 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

市第43号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

1 条例制定の背景と趣旨

(1) 背景

地方自治体の臨時・非常勤職員は、地方行政の重要な担い手でありながら、現行の地方公務員法では、制度が不明確となっており、自治体により雇用の根拠が様々な状況です。そこで、地方公務員法等が改正され、新たに全国統一の制度として、令和2年4月1日から「会計年度任用職員」制度が始まります。

(2) 趣旨

現在本市で特別職として任用している嘱託員やアルバイトの大部分は、一般職である「会計年度任用職員」に移行します。

これに伴い、地方公務員法・地方自治法が適用されることとなるため、給与や費用弁償について条例で規定する必要があります(市第42号議案関連)。また、分限懲戒の対象となること等に対応するため、既存の条例を改正する必要があります(市第43号議案関連)。

2 本市の現状と制度移行イメージ

【現行】	特別職非常勤職員	
	嘱託員(約3,600人※)	アルバイト (延べ約10,200人※)
職務	特定の学識・経験を必要とする職、 補助的・定型的業務、専務的業務、欠員代替等	臨時的・一時的業務、 欠員代替等
任用根拠	地公法3条3項3号	地公法3条3項3号

※平成30年度の人数。企業職員・教員等を除く。

【移行後イメージ】	特別職非常勤職員	一般職非常勤職員
		会計年度任用職員
職務	特定の学識・経験を必要とする職【限定】	補助的・定型的業務、 常時勤務を要する職以外の職
任用根拠	地公法3条3項3号	地公法22条の2

《横浜市における会計年度任用職員の制度概要》

1 任用	・会計年度ごと、原則として公募により任用
2 勤務時間等	・短時間勤務で運用 (現行嘱託員の業務については、引き続き週30時間での運用)
3 服务等	・地方公務員法上の守秘義務や服務規律等が適用される
4 報酬	・職種や業務の困難度等により、職員との均衡を考慮して決定 (ただし、現行の嘱託員から移行する職については年収ベースで現行水準を維持)
5 期末手当	・条件を満たした場合に支給 ・支給条件：週の勤務時間15.5時間以上、任用期間6か月以上(国と同様)
6 休暇制度等	・現行の嘱託員と同様の水準

市第42号議案 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

< 制定理由及び概要 >

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の制定に伴い新設される「会計年度任用職員」の給与等を定めるため、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定します。

1 条例の概要

条文	項目	概要
第 1 条	趣旨	地方公務員法第22条の 2 第 1 項の会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定める旨を規定
第 2 条	給与	この条例における給与の種類を規定 (フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料及び各手当。 パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当。)
第 3 条	給料及び報酬の額	給料及び報酬の額は、職務の内容等を考慮することとし、その上限を規定
第 4 条 第 5 条	給料等の支給方法	死亡した場合及び休職した場合等の給料及び報酬の支給方法を規定
第 6 条	地域手当	フルタイム会計年度任用職員の地域手当について規定
第 7 条	超過勤務手当等	フルタイム会計年度任用職員の超過勤務手当及びパートタイム会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬について規定
第 8 条	期末手当	会計年度任用職員の期末手当の基準日、支給額、不支給及び差止め等について規定
第 9 条	その他手当	フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、日直手当、宿直手当、夜勤手当及び寒冷地手当について規定
第10条	通勤に係る費用弁償	パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について規定
第11条	旅費	会計年度任用職員が公務のため旅行したときの旅費又は費用弁償について規定
第12条	欠勤等の場合の給与	会計年度任用職員が職務に従事しないときの給与額の減額について規定
第13条	勤務 1 時間当たりの給与額の算出	会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの給与額の算出方法について規定
第14条	休職者の給与	会計年度任用職員が休職にされたときは、給与を支給しない旨を規定
第15条 第16条	その他の支給方法	会計年度任用職員が死亡した場合の給与等の支給、給与等からの控除及び口座振替の方法について規定
第17条	読み替え	地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に係る読み替えについて規定
第18条	委任	条例の実施に関し必要な事項は規則で定める旨を規定

2 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

市第43号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定

＜制定理由及び概要＞

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の制定に伴い新設される「会計年度任用職員」に関する規定を整備する必要があるため、勤務条件等に関する条例の一部を改正します。
- 2 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 56 号）の制定等に伴い、関係条例を整備するため所要の改正を行います。

1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う改正

【施行日：令和 2 年 4 月 1 日】

(1) 横浜市一般職職員の分限に関する条例

会計年度任用職員の休職の期間について、任命権者が定める任期の範囲を超えない範囲である旨の規定を追加します。

(2) 横浜市一般職職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

会計年度任用職員に係る減給の範囲及び金額を規定します。

(3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

地方公務員法の改正による項ずれを改正します。

(4) 横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

人事行政の運営の状況の報告対象となる職員に係る規定を改正します。

(5) 横浜市一般職職員の給与に関する条例

ア 会計年度任用職員の給与は別に制定する条例で定めるため、規定を整備します。

イ 臨時的に任用される職員の給与について、任命権者が定める旨の規定を削除し、条例の直接適用とします。

(6) 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例

会計年度任用職員の期末手当は別に制定する条例で定めるため、規定を整備します。

(7) 横浜市旅費条例

会計年度任用職員の旅費は別に制定する条例で定めるため、規定を整備します。

(8) 横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例

会計年度任用職員の勤務時間について、規則で定める旨を規定します。

(9) 横浜市一般職職員の休暇に関する条例

会計年度任用職員及び臨時的任用職員の休暇について規則で定める旨を規定します。

(10) 横浜市職員の育児休業等に関する条例

会計年度任用職員が部分休業を取得できる旨及び取得できる時間の範囲を規定します。

(11) 横浜市退職手当条例

要件を満たすフルタイム会計年度任用職員が条例の対象となる旨を規定します。

(12) 横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

臨時的に任用される職員の給与について、管理者が別に定める旨の規定を削除し、条例の直接適用とします。

(13) 横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

- ・横浜市児童福祉審議会の委員の費用弁償条例
- ・横浜市土地区画整理審議会の委員等の費用弁償条例
- ・横浜市教育委員会委員の費用弁償条例
- ・横浜市選挙管理委員の費用弁償条例
- ・横浜市人事委員会委員の旅費及び費用弁償条例
- ・横浜市監査委員の旅費及び費用弁償条例

地方自治法の改正による項ずれを改正します。

2 その他の改正

(1) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う改正 【施行日：令和元年12月14日】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度について適正化するため、関係法律の整備に関する法律が制定されたことに伴い、関係条例の改正を行います。

ア 横浜市一般職職員の分限に関する条例（再掲）

- ・横浜市一般職職員の給与に関する条例（再掲）
- ・横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（再掲）
- ・横浜市退職手当条例（再掲）
- ・横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（再掲）
- ・横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

地方公務員法の改正により号ずれを改正及び条文を一部削除します。

イ 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例

動物の愛護及び管理に関する法律の改正による号ずれを改正します。

(2) 公職選挙法施行令の一部改正に伴う改正 【施行日：公布日】

公職選挙法施行令の一部改正により、投票管理者の交替制を可能とする規定が整備されたことに伴い、関係条例の改正を行います。

- ・横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（再掲）

投票管理者等が交替した場合の報酬の規定を追加します。